備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月六日

福

福島県告示第三号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年一

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に 月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県 島

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第 項の規定により変更の届出があっ

公

○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件

○大規模小売店舗立地法特例区域に て届出があった件 係る大規模小売店舗の新設につい

○建築基準法により公開による意見 の聴取を行う件

끄다

平成二十三年十二月二十一日

申請のあった年月日

三 代表者の氏名 特定非営利活動法人チームふくしま

四 主たる事務所の所在地

Б. 定款に記載された目的 福島県福島市野田町六丁目七番八号ツインコートB―一〇三

現に寄与することを目的とする。 事業を行い、すべての人々が夢と志を持って最幸の人生を送ることができる社会の実 この法人は、災害被災地域での復興支援に関する事業、福島から日本を元気にする

福島県知事 佐 藤 雄 平

ほ

大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW郡山店 福島県郡山市図景二丁目百四十八番地

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役

変更した年月日

悦男

公告第四号

工部地域づくり・商工労政課及び三春町産業課商工グループに備え置いて縦覧に供する。 日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商 する法律第五十五条第三項に規定する添付書類を平成二十四年一月六日から同年五月六 の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び中心市街地の活性化に関 り定めた三春町中心市街地第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗 市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定によ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、中心 平成二十四年一月六日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

兀 届出年月日 平成二十二年 一月十六日

平成二十三年十二月十二日

Ŧi. 届出をした者 株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

公告第三号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平.

平成二十四年一月六日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

Ŧi.

称及び住所並びに代表者の氏名 ヨークベニマル三春店 福島県田村郡三春町字中町八十四番地ほ大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号 代表取締役 大髙

2 名称 株式会社ヨークベニマル 大規模小売店舗において小売業を行う者

代表者の氏名

大規模小売店舗の新設をする日 平成二十四年二月十七日

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

代表取締役 大髙

三

千七百二十平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

几

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数 位置 別紙図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数 位置 別紙図面のとおり

2

収容台数

八十三台

荷さばき施設の位置及び面積 収容台数 五十台

3

面積 位置 九十一平方メートル 別紙図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 別紙図面のとおり

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 容量 十三立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

2 閉店時刻

午前八時四十五分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 数 二か所

3

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 別紙図面のとおり

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

「別紙図面」 は、 省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

とおり公開による意見の聴取を行う。 建築基準法 (昭和二十五年法律第1 둙 一号)第四十八条第十四項の規定により、

平成二十四年一月六日

福島県知事 佐 藤 雄

平.

平成二十四年一月十三 意見の聴取の日時 日 午後六時三十分

意見の聴取の場所

相馬市コミュニティ センター (相馬市中村字北町五十五番地の

三 意見聴取の内容

番地の一他において劇場 相馬市中村字大手先十三番地相馬市が第二種住居地域である相馬市中村字北町十九 (市民会館) を新築することについて

(建築指導課

平成二十三年十二月二十二 日

公告第五号

(商業まちづくり課)

県刷

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

次の